

随意契約の結果及び契約の内容

工事名称	本館構内防犯カメラ設備一部改修工事
工事概要	<p>本工事は、次に掲げる本館構内防犯カメラ設備一部改修工事を施工するものである。</p> <p>工事内容 衆議院本館構内防犯カメラ設備の老朽化した機器の改修</p>
契約年月日	令和5年1月16日
契約の相手方の商号又は名称及び住所	<p>パナソニックコネクト株式会社</p> <p>東京都中央区銀座8-21-1</p>
契約金額	12,650,000円
予定価格	13,244,000円
随意契約によることとした理由	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、衆議院本館構内防犯カメラ設備の老朽化した機器を改修するものであり、運用継続及び耐久性の向上を目的とする。 本設備は、設置時に衆議院独自の要求仕様に合わせて設計・開発しており、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって稼働しているため、その改修は機器の構成・性能等を含む専門的知識を有しかつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 警備上のセキュリティに関わる設備でもあるため、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、稼働中の設備であることから、その改修に当たっては非常に短い時間の内で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行する必要があり、履行可能な者は本設備を設計・製造し、設置工事を施工した相手方以外にはない。 本設備はパナソニックシステムネットワークス株式会社が落札し、平成25年3月19日付で契約を締結し、設置工事を施工した。 なお、同社は事業再編に伴う商号変更を行い、平成29年4月1日にパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社として、令和4年4月1日にパナソニックコネクト株式会社として業務を継承している。 以上の理由によりパナソニックコネクト株式会社と随意契約を行うものである。</p>
工事場所	東京都千代田区永田町1-7-1
工事種別	電気通信工事
工期	令和5年1月17日から令和5年3月31日まで
変更契約年月日	令和5年3月27日
変更金額	3,124,000円
変更後の契約金額	15,774,000円
変更契約の理由	設計変更に伴う契約変更